

報道関係者 各位

令和4年11月2日発表

【照会先】

広島労働局労働基準部監督課
課長 小岸 圭太
監察監督官 藤本 泰彦
電話 082-221-9242

トラック運転者の働き方改革に向けた取組について

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」改正案等の説明会を開催

広島労働局（局長 阿部 充）は、広島労働局管下の労働基準監督署において、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の改正案とともに時間外労働の上限規制の円滑な実施並びに事業主に対する各種支援制度について、道路貨物運送業者を対象とした説明会を11月以降開催します。

トラックなどの自動車運転者については、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用されますが、これとは別に、業務の特性を踏まえ、労働基準法では規制対象とされていない拘束時間、休息期間、運転時間等の基準が「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）として定められています。（別紙1参照）

厚生労働省では、改善基準告示の中身を伴う改正（中身を伴う直近の改正は平成9年）に向けて検討作業を進めていましたが、このたび、令和4年9月に開催された厚生労働省の労働政策審議会で改正案（別紙2参照）を取りまとめました。

《改正までの流れ》

令和4年9月27日	厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会 改正案の最終とりまとめ
令和4年12月	改善基準告示 改正（予定）
令和6年4月	改正改善基準告示 適用（予定） （自動車運転者に対する時間外労働年960時間の上限規制適用開始と同時）

《説明会プログラム》

- トラック運転者の労働時間の現況と時間外労働上限規制
- 改善基準告示見直し案
- 自動車運転者の働き方改革に取組む事業主への支援制度

取材対応可能な説明会会場：11月28日（月） 広島県トラック総合会館会場
取材の申込は、前日までに広島労働局労働基準部監督課までご連絡ください。

（別紙1） 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

（別紙2） 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）の改正案内容（トラック）

（別紙3） 改善基準告示改正案説明会日程及び会場

【別添】 トラック運転者の長時間労働改善特別相談センターリーフレット